

閲覧利用から見た文書館

—その変遷と現状—

原 由美子

はじめに

現在、全国の都道府県および市町村に約五十の文書館施設が設置されるに至っている。昭和六二年の「公文書館法」の成立は、文書館設立を加速し、都道府県に限定してみると現在二七都道府県に文書館相当施設が設置され、その設置率は約六割となっている。このような全国的流れのなかで、埼玉県の文書館設立は昭和四四年と早い時期に属し、既にその設立から三十年を超える歴史を刻んでいる。

公文書館法は議員立法により成立した全七条からなる短い法律であるが、公文書等を歴史資料として保存利用する機関の基本的なあり方を明確にしている。さらに、同法施行の翌六三年六月には、内閣官房副長官名で「公文書館法」及び「公文書館法の解釈の要旨」の管下周知を都道府県に通達している。文書館という歴史資料保存利用機関のあり方を考える前提を確認する意味で、ここであえて「公文書館法」あるいは「解釈と要旨」の利用を中心とした基本的な部分を掲げた。

第二条(定義) 「公文書」とは、公務員がその職務を遂行する過程

で作成する記録を、「その他の記録」とは、公文書以外のすべての記録をいい(中略)、「その他の記録」には、古書、古文書その他私文書も含まれる(後略)

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(前略)「利用」とは、展示、貸出等も考えられるが、基本的には閲覧である。(後略)

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。(後略)

(前略)「閲覧」については、公文書館が、国又は地方公共団体が国民又は当該地方公共団体の住民に対し負っている第三条の責務を果たすために設けられる施設であるから、調査研究が目的である者についてのみそれを認める等、目的による合理的な制限を設けることは妨げないが、目的のいかんにかかわらず、特定範囲の者にだけ開放するというものはここでいう「閲覧」ではない。(後略)

太字は筆者

この公文書館法等に明示されているように、文書館の主たる業務は公文書等(公文書と古文書等)の保存と利用であり、その利用も一般

市民への開放された閲覧利用である。このうち、文書の保存に関しては、選別収集や整理に関する研究がかなりされているのに対して、一方の閲覧利用に関して正面から取り組んだものは少ない。⁽¹⁾ 閲覧利用については、各機関とも年報等で統計資料でのデータ掲載に終わっているのが現状のようである。⁽²⁾

そこで、埼玉の文書館の閲覧利用が、その歩みの各段階において、どのように位置づけられ、どのように機能して、現在に至っているかを閲覧利用の変遷として跡づけ、さらに閲覧利用の現状として、平成一三年度の閲覧利用状況をさまざまな角度から分析することによって、今後の文書館のあり方を模索する一助としたい。

一 閲覧利用の変遷

埼玉県文書館の歩みは、その機能と文書館利用の観点から大きく四つの時期に分けられる。①期は昭和四四年からの県立図書館文書館時代、②期は昭和五〇年からの独立文書館時代、③期は昭和五八年からの独立新館移転時代、④期は平成四年からの組織拡大時代（地図センター開設、県史編さん事務移管）から現在までである。

各時期ごとの、文書館利用のありかたの変遷は次頁以降の各グラフのとおりである。資料利用点数の変遷については、利用の傾向をみるために、先の四期の始期と中間期及び最新の平成十三年度の九年度分でグラフ化した。⁽³⁾ この内、資料利用閲覧データについては、昭和四四

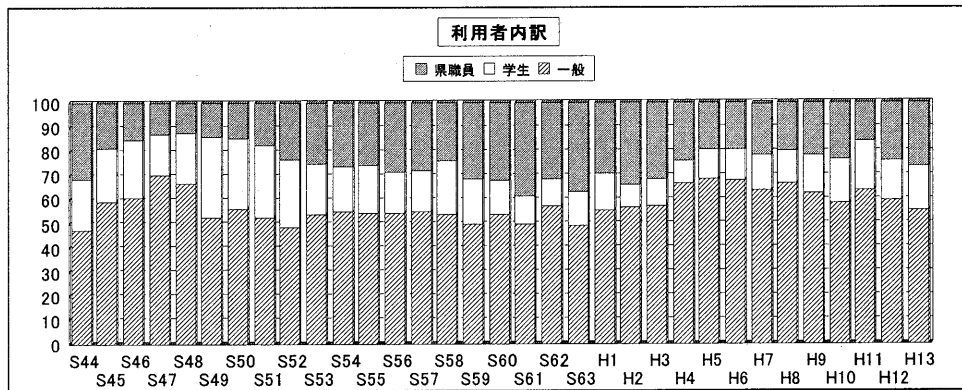
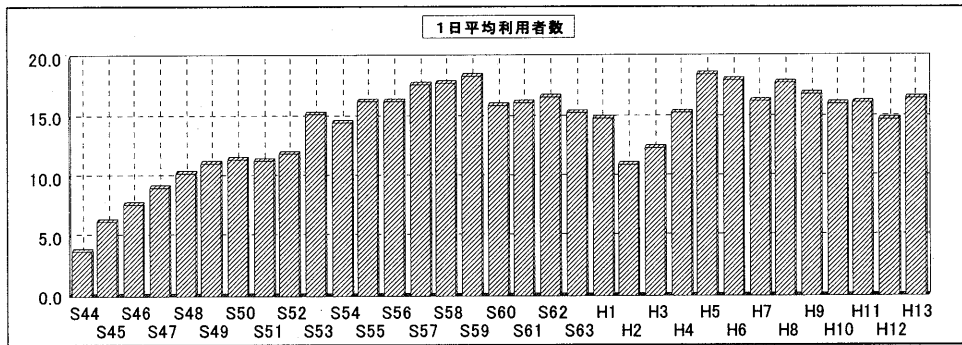
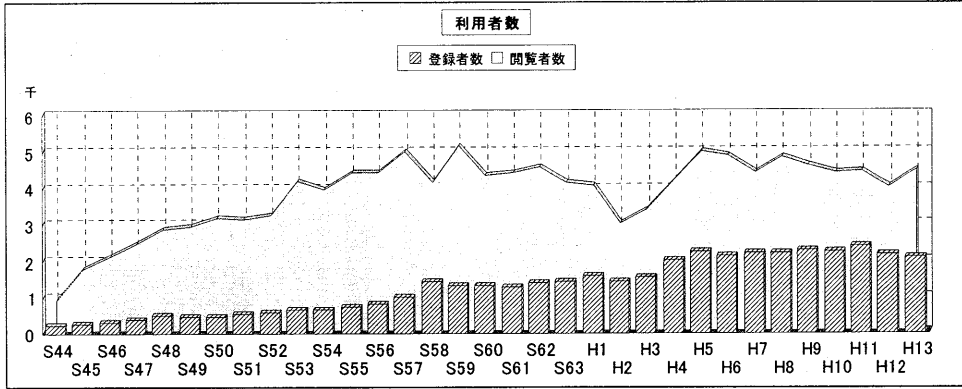
年度は文書館開館の年であるが、閲覧業務開始は六月からであり一年間のデータではない。また、昭和五八年度の新館移転時は、閲覧事業開始は六月からであるので、翌五九年のデータを。平成四年度の地図センター開設は一月であるので、翌五年度のデータを採った。

これら各時期ごとの文書館業務との関係については、文書館紀要所載のデータを基にして平成一四年一二月の地方史研究に『文書館における史料保存と利用のあり方について』として発表している⁽⁴⁾ので、ここでは利用者層の分析を中心に進めていく。

昭和四四年度の文書館開館当初の一般公開文書は、図書館時代に整理されていた近世地方文書数件約一万五千点と戦前期行政文書約八〇〇冊しかなかった。そのため、その年度の一日平均の利用状況は、閲覧者が四人、利用点数が一五・一点、閲覧資料の内訳が古文書三点、行政文書一二・二点という少ないものであった。

①期の通年開館初年の昭和四五年と、②期の初年である昭和五〇年とを比較すると、五年間で登録者数にして一・七倍、閲覧者数にして約一・八倍、資料利用点数では約二倍となっている。また、一日平均利用者数では、六・四人から一一・六人となっている。

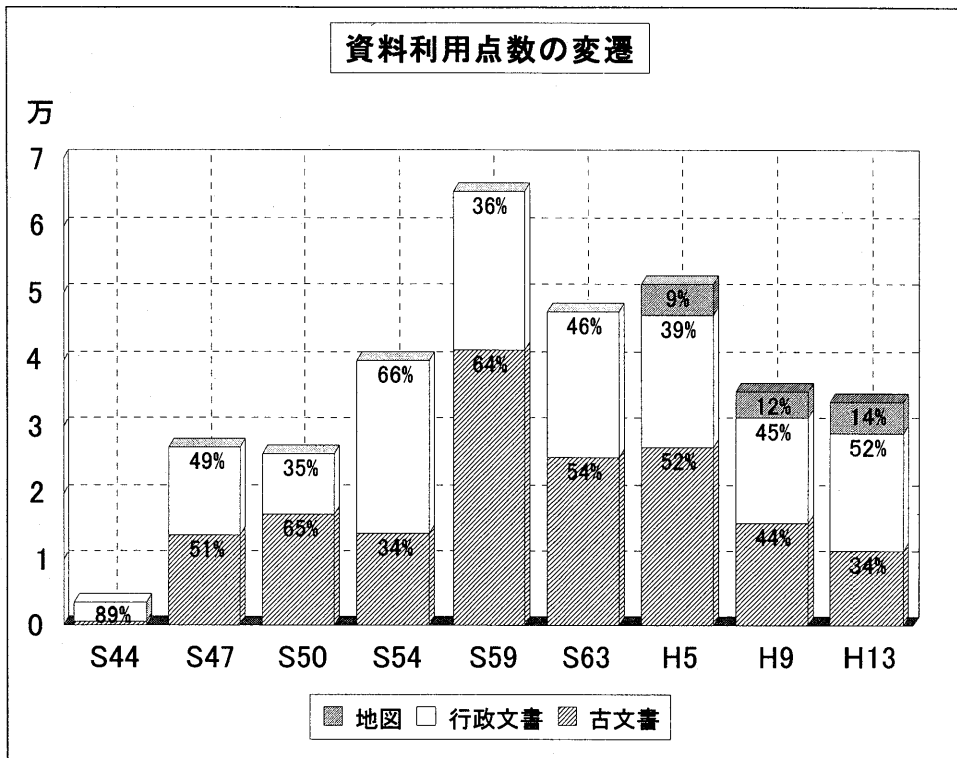
利用の促進は当初からの文書館の大きな課題であった。文書館では古文書の積極的収集によって収蔵文書の増加を図ると共に、文書目録の刊行を精力的に行い、利用の拡大を図った。また、当時盛んに行われていた市町村史誌編さんや、学制頒布百周年を記念した各小学校の沿革史編さんに積極的に関与し、働きかけ利用者の開拓をも図った。独立後の



最も大きな変化は、事業の多角化である。全県的な古文書調査事業の展開、積極的な文書収集、教育普及事業の拡大がある。マイクロ撮影による複製本作製事業の拡大展開や、県や市町村発行の地図収集にも着手した。また学校教育への文書館資料の活用を目的とした『資料案内』の刊行も始めた。このような事業拡大の一方で、目録編集は営々と続けられた。収蔵史料の増大、一般閲覧可能文書の増大は、当然閲覧者や閲覧利用文書点数の増加をもたらした。

②期から③期の新館移転に向けては、閲覧者数、一日平均閲覧者数、閲覧資料点数、いずれからしても閲覧利用の第一のピークであった。

昭和五九年度の閲覧者数は年間五千人の大台を超え、閲覧資



料点数も六万五千点を超えている。一日平均にすると閲覧者数一八・五人、閲覧資料点数二・三六点となっている。

この時期において文書館の利用に大きな質的変換をもたらしたが、情報公開制度の導入である。それまで内部の行政利用だけであった戦後行政文書が一般に閲覧提供されることとなった。これは、新しい利用者層を生んだ。行政文書が、地域歴史資料として利用されるばかりでなく、住民の権利としての利用がされるようになったのである。文書館機能のひとつとして、行政の説明責任の一端を担う側面が明確になってきた。

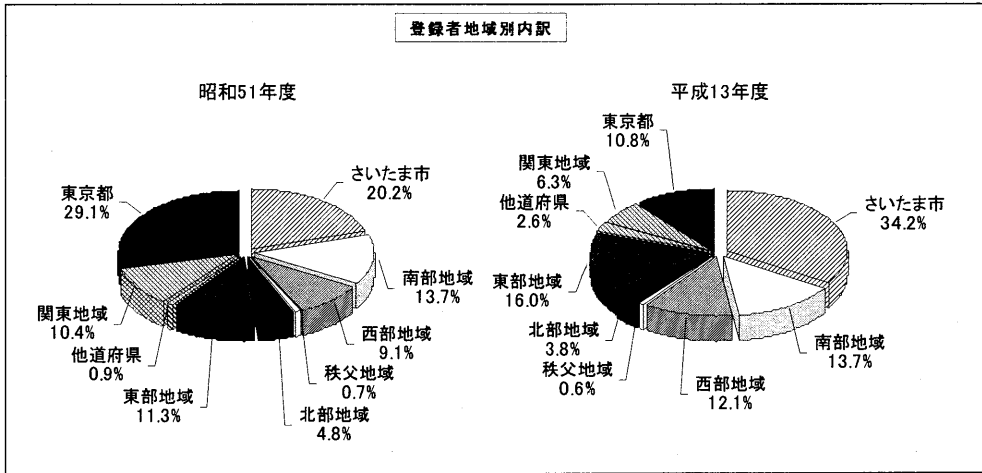
③期から④期の地図センター開設までは、閲覧者数、閲覧資料点数は減少するが、登録者数についてみると、依然として緩いながらも上昇傾向を示している。これは、利用者の減少というより、むしろ利用者の質的変換を示しているのであろう。自治体史編さんの終了の増加による影響もあると思われる。古文書利用点数の減少は、館蔵古文書の複製本化の促進の影響も考えられる。複製本には数十点の文書が一冊に編綴される場合もあって、原文書による利用点数と比較して同じ資料の利用でも大幅に利用点数は少なくなるためである。

平成四年の地図センター開設は、文書館での公開資料の量と種類の拡大をもたらした。新しい利用者層を創出した。地図センターでは従前から文書館で収集してきた県及び市町村作製の地図に加えて、国土地理院等国発行の各種地図や五年ごと撮影の埼玉県全県航空写真を収集し、閲覧公開するとともに、歴史的資料として収集してきた行政文書

のうち、河川台帳付図や道路台帳付図等の独立大型図面についても地図センターで公開することとなった。そして、平成五年には、閲覧利用は第二のピークを迎える。新しい地図利用者の増加をみて、閲覧者数五千人弱、閲覧資料点数約五万一千点強となり、一日平均にしてみると、閲覧者数では一八・一人と昭和五九年度とほぼ同程度となった。しかし、その後は緩い減少傾向で推移して、平成一三年度には、閲覧者数は約四千五百人弱、一日平均一六・七人という現状にある。

次に、量的観点から、閲覧利用の内容の観点に目を移してみる。利用者の県職員、一般利用、学生の比率については、一般利用者が五割から七割の間を推移して、昭和四七年度と平成五年度を二つの山として波のようなカーブを描いている。利用全体が大きく伸びている時は概して一般利用が延びている。県職員の行政利用は、一般利用に反比例している。学生利用者については、昭和四九年度から五九年度頃までは年間約七五〇人から九五〇人で推移しているが、六〇年度から平成四年度までは減り続け、三〇〇〇人を切る状況であったが、平成五年度以降は増加に転じ、以降五〇〇〇から七〇〇〇人の間を推移している。さらに、踏み込んだ分析のため、単に現にある統計データだけでなく、当時の利用申込書で登録者の地域別分析を試みた。①から④期の、昭和五一年度、同五九年度、平成六年度、同一三年度について分析してみた。昭和五九年度と平成六年度は大差ないデータ結果であり、前後のデータ結果の中間的結果であったので、ここでは省略した。

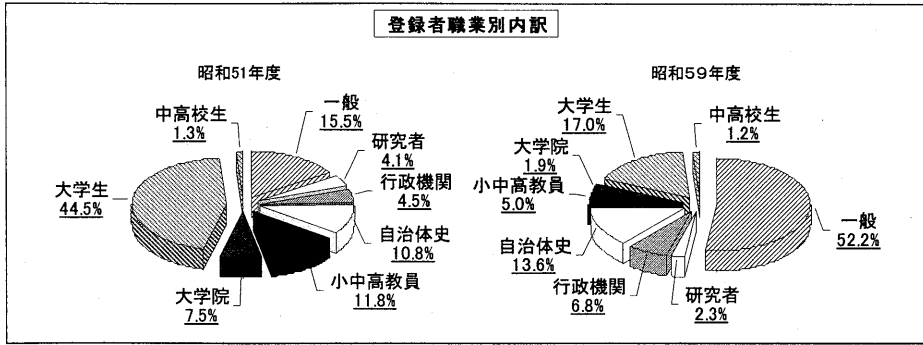
昭和五一年度と平成一三年度を比較すると、県外利用者の比率が、



約四〇%から約三〇%になり、また、県内利用者については、さいたま地域の利用者の増加はあるものの、県内各地域の平均的増加がみられる。

職業・目的別内訳の変化については、住所、電話、氏名、年齢、男女の別、勤務先・学校学年等及び調査・研究の目的、調査研究の主題等の細かな記載を求めた利用申込書を使用した昭和五一年度と五九年度について、登録者の職業分析を試みた。目立つ特色には、大学・大学院の合計比率が五二・〇%から二八・九%へと、一般が一五・五%から五二・二%という変化がある。五

登録者職業別内訳



閲覧利用から見た文書館

一年度の学生利用者の多くは東京都を中心とした関東近県の利用者でもある。登録者の在籍大学は県内外実に三四大学に昇っている。また、行政文書利用は原則一八歳以上という制限もあったこともあって、中高校生の登録者はほんのわずかであった。

二 閲覧利用の現状

ここでは、年度データとしては、一番最近の平成十三年度のデータを基に、できる限り様々な角度から閲覧関係利用データを分析して、現在の文書館閲覧利用の姿を浮き彫りにしてみたい。

(一) 利用者について

平成十三年度の閲覧利用者統計実数は次のとおりである。

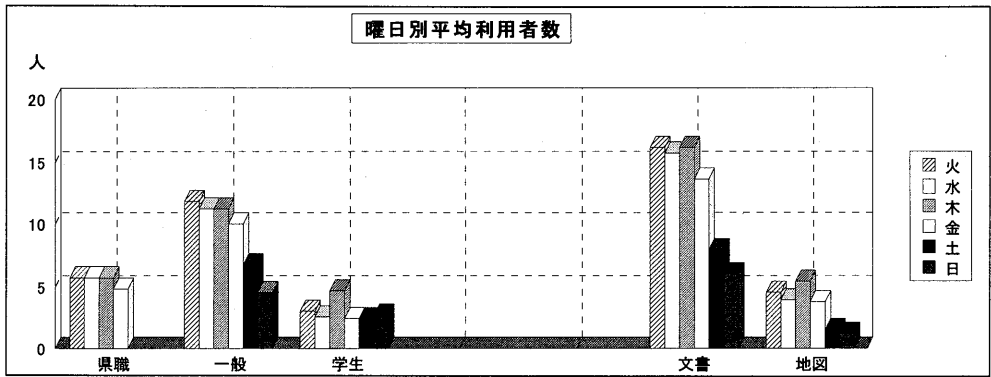
登録者	登録者	登録者
文書閲覧室 一般	一、八五〇人	計 三、五二六人
学生	六一九人	
県職員	一、〇五七人	
一般	六三九人	計 九二七人
学生	一八二人	
県職員	一〇六人	
文書館全体 一般	二、四八九人	
学生	八〇一人	
県職員	一、一六三人	

文書閲覧室及び地図閲覧室の利用者種別の内訳は前記のとおりである。文書閲覧室は行政文書の閲覧があるので県職員の利用が多く、地図閲覧室の一・四％に対して三〇％と三倍近くになっている。文書館全体で見ると、一般約五六％、学生一八％、県職員二六％の比率である。

これら利用者の内県職員を除く一般(学生も含む)登録者の地域別内訳は、前ページののとおりである。さいたま市とあるのは、旧浦和市、大宮市、与野市の数を合計したものである。一番多いのは、県庁所在地であり、文書館所在地でもある旧浦和市で三一六人と全体の約二〇％を占める。次いで、東京都が一六八人、旧大宮市が一六四人と約一％である。さらに川口市が五八人、旧与野市が五〇人と近隣の県南

市の登録者が多い。三〇人台には、川越市、岩槻市、越谷市に加えて、関東近県の千葉県、神奈川県がある。一方、県内で一年間利用登録者が無かったのは、県北部西部を中心とした越生、名栗、玉川、吉見、小鹿野、長瀬、東秩父、横瀬、両神、神泉、神川、大里、川本、花園、川里、南河原の一六町村で、ほとんど人口一万人前後の小規模遠隔町村である。全県的に利用されている実体が窺われる。また、北は北海道から南は沖縄県まで、関東が中心ではあるが、全国二六都道府県の三〇六人、一般登録者の約二〇%が県外登録者である。県の枠を超えた全国規模での閲覧利用者に支えられている埼玉県立文書館の姿がかいま見える。関東近県の利用者は本県を含む関東圏の大学生や研究者が大半である。

また、文書閲覧室と地図閲覧室の一般、学生、県職員別の特色は次のとおりである。行政文書を扱う文書閲覧室では、三〇%が県職員による行政利用となっている。地図閲覧室では約六九%と一般利用者が大勢を占めている。また、登録の更新者は二二四人で一般利用者の約一五%である。旧利用証を持たない場合の更新はカウントされていないので、実際には少なく見積もっても二〇%は超えていると思われる。また、氏名



から推定してのものであるが、女性登録者は三一七人で、全体の約二〇%に相当する。

本館では月曜日が定例休館日となっているが、曜日によって利用者数の違いはどの位あるのだろうか。曜日別一日当たり平均利用者数は、次のとおりである。

- 火曜日 二〇・八人
- 水曜日 一九・七人
- 木曜日 二一・七人
- 金曜日 一七・五人
- 土曜日 九・五人
- 日曜日 一一・五人

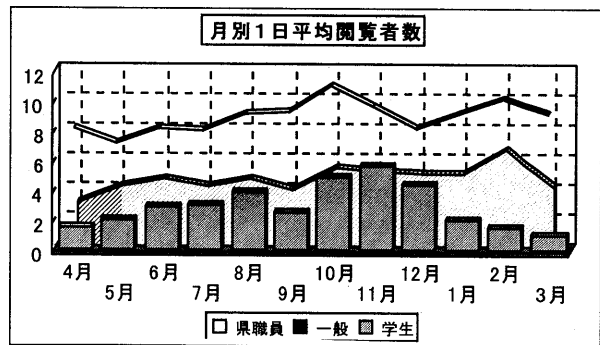
県職員の利用は火曜日から木曜日はほとんど差はなく、一日当たり閲覧者は六人弱となっている。金曜日は多少少なく五人弱となっている。一般閲覧者は火曜日から木曜まではほとんど同じで約二一人から二二人である。木曜日は少し落ちて約一〇人、土曜日は約七人、日曜が約五人である。学生利用者は、水・金・土・日曜日が二人台で、火曜日が三人強。木曜が五人弱となっている。全体としても、平日に対して土日は約半分になっている。土日には、土曜日が日曜日より約二人平均多い。これは恐らく週休二日制の定着による結果でないかと思われる。土日は県職員利用がほとんど

ないことを勘案すると、一般学生利用者に限定してみると、平日の七〇～八〇％の閲覧利用があるともいえる。土日開館の意義は大きいと言えよう。文書閲覧室利用は、全体利用と似たような割合であるが、地図閲覧室は学生利用者の傾向を強く受けているようで、木曜が他曜日と比較して多くなっている。

一日の利用者数が一番多かった五四人の日を含めて五〇人台の日が三日、四〇人台の日が一日、三〇人台の日が二日間あった。文書閲覧室のカウンター勤務の体感では閲覧者数が二〇人を超えるとカウンター業務が忙しかった気がする。ちなみに文書閲覧室の閲覧者数が二〇人以上の日は開館日数二六七日中三七日間、約一四％である。

次には、一年という暦のなかでの閲覧利用の動きをみたのが、月別一日平均閲覧者数の表である。学生利用は夏休みが多いかとも思ったが、案に相違して一〇から一二月に次ぐ四番目であった。四月から八月と増加するが、九月には入り少し減少し、一〇月、十一月と大幅に増加、一二月に入り少し減少、一月以降大幅に減少している。学生の一年間の生活パターンがうかがえる結果であった。学生の閲覧の主目的は、一二月や一月に締め切りのある卒論研究が多いと思われる。九月は大学の定期試験期間に当たるところが多いのであろう。一般利用者の動きは折れ線で示しているが、四・五月から一〇月までは閲覧者数がどんどん増加していき、十一月・十二月と年末に向けて減少している。年を越すと多少増加、年度末の三月には多少減少している。県職員の仕事については面グラフで表したが、全体としてあまり大きな

閲覧利用から見た文書館



もしれないが、文書館利用の現状の一端は示している。

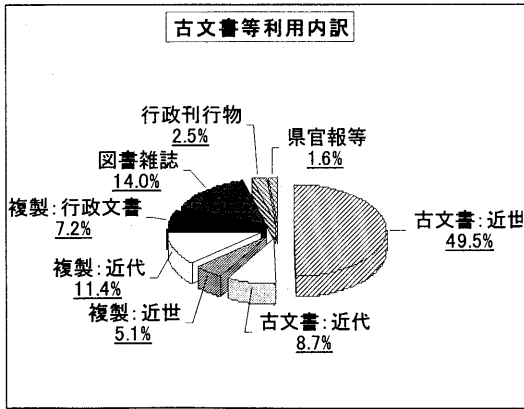
(2) 文書利用について

平成一三年度の資料閲覧点数は、古文書等一一、四〇六點、行政文書一七、五八二冊、地図四、六三七點、計二七、八六二點である。当館の統計資料としては、この分類による集計しか採っていない。そこで、資料群からみた文書館の閲覧状況を探るために、資料請求の原票

である利用票から資料閲覧状況を分析することとした。

ア 古文書等利用

当館において統計上という古文書とは、文書閲覧室対応の行政文書以外の資料全ての総称である。そのためここでは古文書等と称した。さらにその中を古文書、複製資料、図書・雑誌、行政刊行物に分けた。また、複製資料は、県内外に所在の藩政資料や大学等所蔵の埼玉県関係近世村方文書等を近世（以前も含む）とし、近現代の新聞・雑誌等に代表される文書を近代と、近現代の国・他府県・県内市町村県行政文書補充文書を行政文書と項目分けした。また、国及び県の公報である



る県報・官報については、行政文書にあるが、過去五年間の県報は行政刊行物で、明治期・大正期の官報は図書で補充収集している。そこで県・官報については、別項目とした。これらの項目に沿って、利用票を一枚一枚点検しながらおおまかではあるが、表計算処理してでた内訳比率結果が次の表である。

古文書等閲覧利用内訳	点数 (件数)
古文書 近世	四九・五% (三六・四%)
同 近代	八・七% (七・一%)
複製資料 近世	五・一% (八・七%)
近代	一一・四% (九・五%)
行政文書	七・二% (四・五%)
図書・雑誌	一四・〇% (三〇・七%)
行政刊行物	二・五% (五・四%)
県報・官報	一・六% (一・九%)

しかし、ここで問題があるのが、図書・雑誌及び行政刊行物の利用データである。図書のほとんどは開架資料となっていて、原則として利用点数として計上されないのである。複写申請のあるもののみ利用票に記載してもらっているので、利用点数として集計している。これに対して、雑誌・行政刊行物は、概略一年間は新着資料として閲覧室で自由利用となっているため、利用点数としては、書庫出納した資料に限定されている。そこで、利用票データを、点数ではなく、これらの項目ごとに、利用者が利用したかどうかを一人の利用者につき一件と換算して集計した利用率の結果が()内の数字である。

点数での比率と件数での比率で大きな差があるのは、図書・雑誌利用である。文書館での参考図書利用は統計上からは隠れた大きな資料利用である。実際、閲覧室での参考図書のための利用のため来館される方も少なくない。もちろん文書との併用利用をほとんどの利用者がし

ているのはいうまでもない。開架図書のみで複写利用をしない場合は、利用者一人で利用点数ゼロということも多い。文書館の図書は文書利用のための参考図書であるので、県内の公共図書館と蔵書構成が異なる。公共図書館にはない専門図書・雑誌・図録等も多く、それが一般に公開されている。例えば、県内外の自治体史は、旧県史編さん室収集図書と合体したことによって、貴重な文書利用参考図書群を構成し、専門図書館としての一面も有している。

さらに、これらの図書には、埼玉県関係文書の翻刻部分も多く含まれており、文書情報を求めてくる利用者の方、かなりの場合これら図書資料で満足される人も多い。文書資料の利用は、時代時代の文書の文字が読めるということだけではなく、さらにそれぞれの時代背景を把握して、文書を持つ意味を理解して、時代を再構成していかなくてはならない。その意味で参考図書資料の果たす意味は大きいし、文書館における文書の翻刻を中心とした史料編さん事業の果たす役割も大きいことが、利用状況からも窺われる。

また、古文書資料という近世以前のいわゆる古文書資料を思い浮かべるが、文書資料にしても、複製資料にしても近現代資料がかなりの割合を占めている。図書・雑誌資料を別にしても、点数からみても、件数からみても、全体の約三〇％を占めている。利用者からも、近現代資料が利用対象資料として大きく求められてきていることを示しているといえないだろうか。また、複製資料の利用では、旧県史編さん室収集資料で、一部一般閲覧の許可がとれたものについて、その利用

が確実に増加しているのが目に付く。

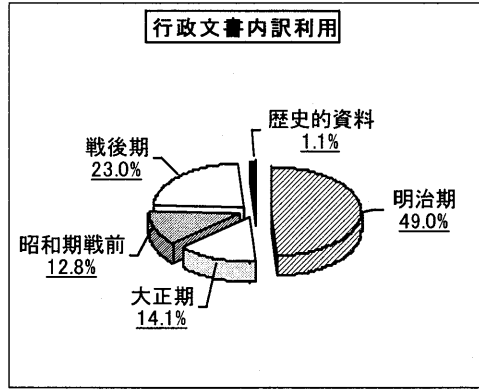
イ 行政文書利用

行政文書については、特に利用の多い戦前期の文書については、明治期、大正期、昭和戦前期に分け、戦後期文書については、永年保存文書と有期限文書からの収集文書である歴史的資料に分けた。この分類による利用率は次のとおりである。

	点数	(件数)
明治期	四九・〇％	(二九・六％)
大正期	一四・一％	(二六・七％)
昭和戦前期	一二・八％	(二二・七％)
戦後期	二三・〇％	(三七・四％)
歴史的資料	一・一％	(三・五％)

点数からみると約七五％、件数からすると約六〇％が戦前期文書の利用である。明治期文書の利用率が、点数からみた場合と件数からみた場合に大きな違いが見られる。これは、明治期文書は原本保全のために複製本が作製され、複製本による利用が多いことに起因すると思われる。複製本化により冊数が増えているからである。明治期、大正期、昭和戦前期の比率はむしろ件数からみた方が妥当な比率なのかもしれない。時代の期間や収蔵文書冊数からしても、明治期が大正・昭和期の二〜三倍というところである。

戦後期文書の内、歴史的資料については、収蔵点数からしても、公



な差が見られ、点数に比して件数は約一・七倍になっている。これは一件当たりの利用冊数の差によるもので、その要因は恐らく利用目的の差異によるものである。戦後文書の利用の多くは、地域史利用というより、耕地整理・土地改良や都市計画による換地関係や道路・河川等公有地の得喪に関わる権利関係文書の利用が目立つ。これら資料は地域変容の姿を表す貴重な歴史資料でもあり、これらの歴史資料としての利用に今後の可能性があらう。

ウ 地図利用

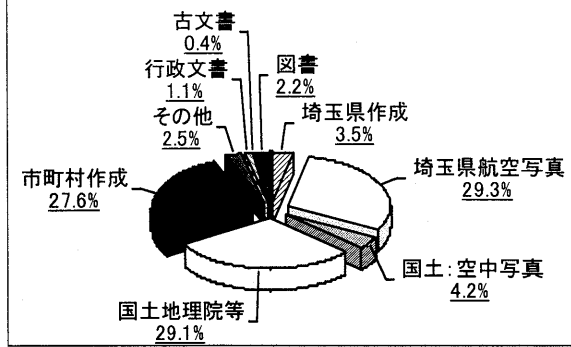
地図利用については、航空写真を埼玉県作成と国土地理院所蔵空中写真に分け、行政機関作成地図を、埼玉県作成と、国（国土地理院及

び各省庁）作成と市町村作成地図に、それ以外の地図をその他とした。館蔵地図については、行政文書については、歴史的資料として収集してきた河川台帳付図や道路台帳等を、古文書は家文書中の村絵図等の複製資料である。また、図書は、地図閲覧室の開架図書である。これらの分類による利用票からの集計利用の比率が左記のとおりである。

項目	点数 (件数)
航空写真 (埼玉県)	二九・三% (三二・九%)
空中写真 (国土地理院)	四・二% (四・七%)
埼玉県作成	三・五% (五・三%)
国作成 (国土地理院等)	二九・一% (三一・六%)
市町村作成	二七・六% (二〇・三%)
その他	二・五% (八・一%)
行政文書複製等	一・一% (二・一%)
古文書複製	〇・四% (〇・四%)
図 書	二・二% (四・七%)

利用が一番多いのは航空写真である。国土地理院の空中写真とあわせると、点数では約三五%になる。このなかには、調査研究的利用もあるが、圧倒的に多いのが、既存宅地の確認資料としての利用である。次いで多いのが国作成地図で約二九%である。国作成地図の中心は国土地理院地図であり、明治以来の手書き彩色絵図や迅速測図を初めとする各種地形図、土地利用図等である。加えて各省庁作成地図が

地図閲覧室利用内訳



た資料別利用率は、市町村作成以外は概して平均して増加している。多少不均等なものがその他地図である。この中心となっているのが住宅地図であり、開架方式をとっているため、複写申請のみの利用点数となっているため、一件当たりの利用点数がより少なくなっているためと思われる。

エ 県職員利用

県職員の職務上の利用が行政文書が中心であることは、いうまでもないが、古文書等にも行政刊行物等が、地図には全県航空写真や県作

閲覧利用から見た文書館

ある。市町村作成地図は、点数では二七・六％であるが、件数では一〇・三％と比率が大きく下がる。これは他の地図の場合、一件当たりの利用点数が三〜四点であるのに対して、市町村作成地図は約一三点と

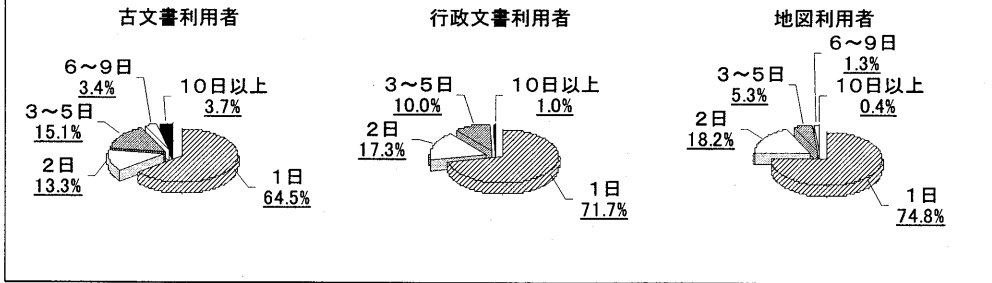
三倍近いからである。これは、縮尺の小さい地域の地図でセット二〇〜三〇枚という地図が少なくなく、統計数字がこの枚数でカウントされているためと思われる。件数でみ

成地図があり職務上利用がある。平成一三年度に、文書館資料を利用した県の課所室は一三五課所室である。行政文書利用は約七五％であり、そのうち現在に直結する戦後期文書が一番多く全体の七三％を超える。戦前期文書も約一五％ある。戦前期文書のほとんどは土木関係の土地関係文書である。県報・官報は約五％強である。古文書等の利用も約七％ある。歴史的資料は、移管や公開協議のための確認のためのものが多い。

歴史的資料の移管・公開協議分を除いた、業務利用のために行政文書を利用した課所室は一〇五機関に昇る。また、一年間に一〇回以上利用(毎月一回程度)した課所室は次の二〇機関である。人事課一三回、学事課一八回、管財課一八回、廃棄物指導課一八回、みどり自然課一七回、社会福祉課一八回、医療整備課一二回、農村整備課三六回、道路環境課一三回、河川砂防課一六回、都市計画課三五回、営繕課一五回、五土木事務所一五〜四一回、高校教育課一七回、健康教育課一五回、住宅供給公社一〇回である。

古文書等では、行政刊行物の利用も多く、県報・官報と併せると古文書等利用の五〇％を超える。古文書利用はほとんど文化財機関等の利用である。地図利用は、航空写真に空中写真も加えると、地図利用の六〇％近くになる。次いで市町村地図、河川台帳付図、道路台帳付図の利用が続いている。

一登録者当たり年間閲覧日数



閲覧利用から見た文書館

オ 利用頻度について

文書館閲覧のための来館頻度について、利用票記載の利用登録番号による名寄せで利用頻度について、古文書、行政文書、地図についてみてみた。ただし、当館の利用証発行は一年間有効ということ、更新登録の利用者は一年間で時期によって違う二つの登録番号を持つことになる。それらを総合しないと正確なデータにはならないが、それらを正確に詰めていくことは非常に手間がかかる。ここでは傾向を見るためのものであるので、登録年月により、同登録番号でも別人である場合のみ別集計処理をした。一年に何回も利用する登録者は、利用証の更新により二人として別集計処理せざるを得なかった。古文書、行政文書、地図それぞれの登録者別年間閲覧日数の分布としてまとめた。一回だけの利

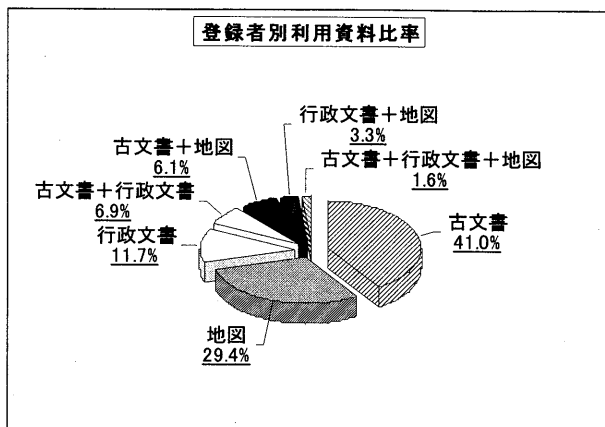
用者が占める割合が約六五%から七五%と非常に多い。地図については、航空写真の利用者について特にその傾向が強い。行政文書の利用者については、耕地整理の換地関係、社寺明細帳、土地権利喪失関係利用者が多い。三日以上の利用者は古文書利用者が一番多い。研究目的の利用者が多い所以であろう。

一方、月に一回平均位は利用している一〇日以上の利用者も少なくない。古文書で二五人、行政文書で四人、地図が二人である。複年登録のことを考慮すると三〜九日の利用者が同一人であることもかなりあると推測される。一人で一番多く利用しているのは一三五日の行政文書利用者である。これは自治体史のための資料収集で行政文書中の地域資料の悉皆調査的資料収集をしている事例である。戦前期の文書ばかりでなく収集対象となっている。戦後期の行政文書はこのように近現代の地域の歴史を振り返る上で欠かすことのできない資料である。各地域では資料が残っていないケースも少なくないのである。

また、利用日数の多い利用者の閲覧資料をみてみると、一定テーマに沿った資料であり、研究利用と推定できる。それに比して一〜二日利用者の利用資料内容をみてみると、先述した土地がらみ資料が目につく。古文書利用者の中には、統計上は現れてこないが、図書利用の常連利用者も何人かいる。しかし、概して文書館利用者は、一回きりの利用者が多く、たとえ更新利用者が二〇%位としても、新規利用者が非常に多いことに特色がある。

なお、一年間で古文書、行政文書、地図資料を一緒に利用した利用

登録者別利用資料比率



者がどの程度いたかを登録者単位で集計したのが左記のグラフである。それぞれの資料の単独利用の合計は、約八二%の大多数である。古文書と行政文書の組み合わせと、古文書と地図との組み合わせは約六く七%だし、行政文書と地図の組み合わせは約三%強、三者とも利用は僅か一・六%にすぎない。年一回の利用が六五%から七五%の比率であると考えるとき、資料のあると考えるとき、資料の複合利用者の割合の持つ意味は違ってくるであろう。しかし、自分が一人の利用者であるとして、これら館蔵資料をみると、複合利用者の割合は残念でならない。利用者の目的に対応した、文書館側からの資料紹介対応が不十分なのではないだろうか。より一層の効果的資料利用が今後の課題であろう。

おわりに

さまざまな角度から埼玉県立文書館の利用者の変遷と現状を従前の

閲覧利用から見た文書館

統計データだけでなく、実際の利用申込書や利用票をも数量データ化して分析してみた。月平均三日の閲覧カウンター業務で体感してきた感覚どおりやはりと思うものもあつたし、以外な結果もあつた。数量化にあたっては、閲覧対象である多様な資料の存在から、同一に扱っている数量データの重さの違い、データ処理の違い等の問題があり、閲覧室の実体を一律に数量化して判断することには問題もあつた。

しかし、そのなかで、浮かびあがってきたのは、利用者の両極化である。調査研究と権利的資料探索であり、目的の違いにより両者は、利用の仕方が全く異なる。前者はある主題から発展してさまざまな資料を長期にわたって腰を据えて利用する。後者はある特定の事実を証明する資料を求めるもので、求める資料があれば、それだけですべて終了する。

そのような初めてで慣れない、そして一回だけの利用者。それが文書館利用者の大きなウエイトを占めている。文書館へ初めて来た利用者の対応は大切である。初めての一回だけの利用者を、求める資料に誘わなくてはならない。はじめての利用者への対応、それ事態がもうひとつのレファレンスと言えよう。レファレンスというと文書の読めない字を呼んだり、疑問に対する回答することが代表的なものと思われがちであるが、文書館で一番大事なレファレンスは調べ方をアドバイスすることではないか。それ故、カウンターには資料に詳しい職員が常にいることが望ましい。カウンターは単に求められた資料を出納するだけの場ではない。相手の求めるものは、本当の所何なのかを聞

き出すことも大切である。しかし、それは専門的調査研究利用においても同じである。資料は遺るべくして遺るものである。あらゆる資料が遺されているのではない。求める資料に行き着くまでの調べ方をアドバイスできるのも文書館員である。

当館では、文書館の代表的資料の紹介や、一般的資料の検索の仕方を県民に学んでいただく目的で、文書館利用講座を開催している。ここでの感想のいくつかは考えさせられるものがあつた。文書館は敷居が高い。何があり、何ができるところか分からない。図書館でもない、博物館でもない文書館。来館された利用者に文書館を知っていただくこと、これが一番大切なことではないだろうか。閲覧室は職員が県民と直接に接する第一線のサービス現場である。職員はこれを肝に銘ずる必要がある。

また、文書館はこれらの利用者に対して、必要な資料を将来に向けて遺して、さらに一般に閲覧公開していく責務がある。大きな利用の担い手である県内市町村とは、資料の保存と利用の両面において相互補完関係にある。例えば、県行政文書が薄い戦中戦後期の時代にあつては、各市町村の行政文書から県関係文書を補充収集し、県民一般に公開しているが、これらの利用が最近非常に伸びている。一番近い時代の資料が一番ないという資料保存の現実は、現在進行しつつある平成の市町村合併の動きのなかで、現代の資料を国民共有の財産として継続的に後代に伝えていく重要性を示唆している。戦後の資料も今や歴史資料になりつつあるのである。今の資料は将来の歴史資料でもある。

註

(1) 『東京都公文書館におけるレファレンス業務についてー現状と課題』

増田桂子(研究紀要第1号 東京都公文書館編集 平成11年)

『歴史研究とアカウンタピリティーのはざま(1)』(6)』

福島紀子(DJIバイマンスリーレポートNo.36)39 国際資料研究

所編 平成13年)

『利用者の立場で見る文書館ー文書館乗務の中で見る利用のあり方』

福島紀子(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大会要項 平成13年)

(2) 各都道府県の文書館の年報等での閲覧利用状況データは大略似たようなものである。これらを参考にして、原データから集計できる項目を

たてることとした。細かな統計データがあるのは山口県文書館の年報

である。閲覧者数の状況では16区分の職業別、閲覧文書点数で16の資

料区分で集計している。一方、国立公文書館の年報はさらに細かいデ

ータを載せている。閲覧利用冊数の42の資料区分と利用者の12の職

種別である。当館では、現在は利用にあたってそのような細かな個人情

報を求めているないので、近年の職種別統計は不可能であつた。

(3) 各年度の利用統計データは、昭和44年度から平成11年度までは、『文書

館の30年 part 2』の統計資料に収録されている。(文書館紀要

第14号118頁)平成12〜13年度統計は『要覧』第19〜20号に収録。

(4) 『文書館における史料保存と利用のあり方についてー埼玉県立文書館に

おける利用の変遷からー』原由美子(地方史研究300号 平成14年)